

ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和47年5月27日付け47農政第2552号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（<u>昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。</u>）別表2の付表第1のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に<u>係る</u>植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則別表1の付表第1のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にか<u>かる</u>植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
8 輸入検査 (1) 〔略〕 (4) (5) 上記以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>によるものとする。 (6) 〔略〕	8 輸入検査 (1) 〔略〕 (4) (5) 上記以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>によるものとする。 (6) 〔略〕